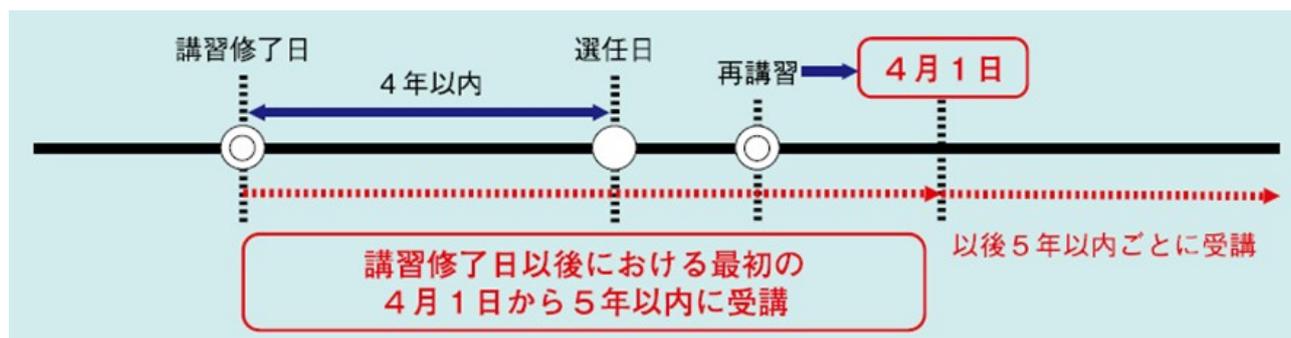


再講習の受講期限

- ① 甲種防火管理新規講習（その後受講した再講習を含む。）の修了日から防火管理者に選任された日までの期間が4年以内の場合は、講習修了日以後における**最初の4月1日から5年以内**に再講習の受講が必要です。

また、その後は再講習修了日以後における**最初の4月1日から5年以内ごと**に再講習の受講が必要です。



- ② 甲種防火管理新規講習（その後受講した再講習を含む。）の修了日から防火管理者に選任された日までの期間が4年より長い場合は、**防火管理者に選任された日から1年以内**に再講習の受講が必要です。

